

一級河川の区間を見直します

～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の進捗に伴い、令和2年8月5日付で一級河川の指定等を行いました。

一級水系（※）に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

（※）国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の進捗等に伴い、令和2年6月30日（火）の社会資本整備審議会河川分科会（第57回）での審議等を経て、令和2年8月5日付で一級河川の指定等を行いました。

【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	県名	区分	県管理
子吉川	清水川、屋敷沢川、 つなぎさわがわ たなざわがわ 繫沢川、田中沢川、 ぼうむらさわがわ やま さわがわ 棒村沢川、山ノ沢川、 シダミ沢川、中田代 さわがわ なかたしろ 沢川	秋田県 (由利本荘市)	新規指定	
利根川	ぬくい がわ 温井川	群馬県 (藤岡市)	変更 (上流端)	○
天竜川	またた がわほうすいろ 前田川放水路	長野県 (塩尻市)	新規指定	○
木曾川	しんぼりかわ たかの がわ 新堀川、高野川	岐阜県 (瑞穂市)	変更 (下流端)	○
	いしだ がわ 石田川	岐阜県 (山県市)	〃	○
斐伊川	さゆうか も がわ 旧加茂川	鳥取県 (米子市)	廃止	○
	しんかも がわ 新加茂川	〃	新規指定	○
	かも がわほうすいろ 加茂川放水路	〃	変更 (名称)	○
	ひがしやま がわ 東山川	〃	変更 (下流端)	○
	ごとう がわ 後藤川	〃	〃	○

【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

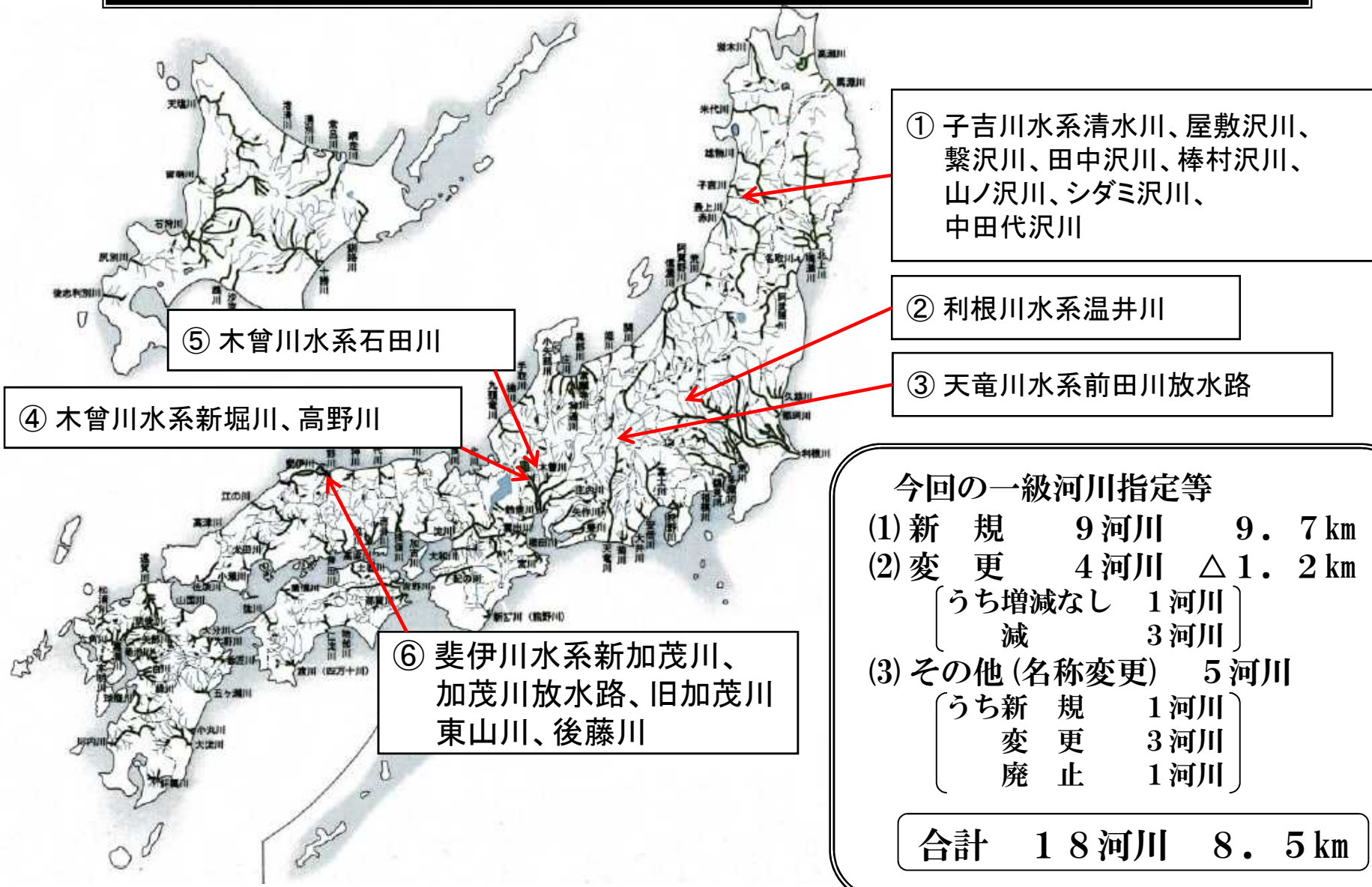
河川数 14,075河川 (14,066河川)

河川延長 88,109.3km (88,100.7km)

※ () 内は令和元年7月時点の一級河川指定状況

問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局水政課	企画専門官 西村 総務係長 會津
TEL 03-5253-8111	内線 35-222、35-223
直通 03-5253-8439	
FAX 03-5253-1601	

一級河川指定等の全国位置図



① 子吉川水系清水川、屋敷沢川、繫沢川、田中沢川、棒村沢川、山ノ沢川、シダミ沢川、中田代沢川

② 利根川水系温井川

③ 天竜川水系前田川放水路

④ 木曾川水系新堀川、高野川

⑤ 木曾川水系石田川

⑥ 斐伊川水系新加茂川、加茂川放水路、旧加茂川、東山川、後藤川

今回の一級河川指定等

(1) 新規	9 河川	9.7 km
(2) 変更	4 河川	△ 1.2 km
	〔うち増減なし 1 河川〕	
	減 3 河川	
(3) その他(名称変更)	5 河川	
	〔うち新規 1 河川〕	
	変更 3 河川	
	廃止 1 河川	
合計 18 河川 8.5 km		

一級河川指定等の一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
①	子吉川	しみずがわ 清水川	秋田県 (由利本荘市)	新規	増 1.4km	子吉川水系子吉川では、古くより度々、河岸の欠壊、氾濫による被害を受けており、抜本的な治水計画として、昭和62年に鳥海ダム建設が計画されたものである。鳥海ダムは、その後、洪水調節のみならず正常流量の確保、水道用水の確保を目的として位置付けられ、調査、検証、評価等を経て、平成30年12月に基本計画が告示された基本計画により、ダムの影響区間が確定したため、その区間内の河川について一級河川の指定(国管理)(新規)を行うものである。	—
		やしきさわがわ 屋敷沢川			増 0.7km		
		つなぎさわがわ 繋沢川			増 0.6km		
		たなかざわがわ 田中沢川			増 0.6km		
		ぼうむらさわがわ 棒村沢川			増 1.0km		
		やまのさわがわ 山ノ沢川			増 0.4km		
		しだみさわがわ シダミ沢川			増 2.8km		
		なかつしろさわがわ 中田代沢川			増 1.8km		
②	利根川	ぬくいがわ 温井川	群馬県 (藤岡市)	変更	減 0.4km (5.7km)	利根川水系温井川では、度々発生する浸水被害の軽減を図るため、圃場整備事業と連携して河川改修工事を行い、上流部の河川流路が変更となったことから、一級河川の指定の変更(上流端の変更)を行うこととする。	○
③	天竜川	まえだがわほうすいろ 前田川放水路	長野県 (塩尻市)	新規	増 0.4km	天竜川水系前田川では、河道の断面不足により度々発生する氾濫対策として、洪水の一部を小野川へ流すための放水路整備を進め、令和元年度に完成したことから、一級河川の指定(新規)を行うものである。	○

一級河川指定等の一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
④	木曾川	しんぼりがわ 新堀川	岐阜県 (瑞穂市)	変更	減 0.01km (2.4km)	木曾川水系天王川では、犀川遊水地事業の一環で、遊水地に貯留した水を排水機場からスムーズに長良川へ排出するための拡幅工事・分水路の整備を行い、これが平成30年度に完成した。これに伴い、木曾川水系新堀川及び高野川が天王川へ合流することとなったことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。	○
		たかのがわ 高野川			減 0.7km (0.3km)		
⑤	木曾川	いしだがわ 石田川	岐阜県 (山県市)	変更	—	木曾川水系鳥羽川では、河道の断面不足を解消させるため、鳥羽川と新川の間にある中堤の撤去、三田又川のサイホンの解消等の工事を行い、この工事が令和元年度に完成した。この工事に伴い、木曾川水系石田川が鳥羽川へ合流することとなることから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。	○
⑥	斐伊川	きゅうかもがわ 旧加茂川	鳥取県 (米子市)	廃止	—	鳥取県米子市の斐伊川水系旧加茂川は、治水対策として加茂川で分水が整備された後に旧加茂川となったが、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「加茂川」とするため、一級河川の指定、指定の変更及び廃止を行うこととする。	○
		しんかもがわ 新加茂川		新規	—		
		かもがわほうすいろ 加茂川放水路		変更	—	合流点の名称変更に伴う変更	
		ひがしやまがわ 東山川		—			
		ごとうがわ 後藤川		—			

注) 「指定等の延長」欄中の下段()書は、今回の河川の指定等後の延長(km)である。

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）